

職員給与規則等の改正の概要

令和3年の人事院勧告及び閣議決定を踏まえた国家公務員の給与関係法令の改正案に準じ、本学の職員給与規則等について所要の改正を行う。

※ 給与法等改正法案は、令和4年2月1日付けで閣議決定、同年4月6日第208回通常国会にて成立。
公布日：4月13日

●改正の対象となる規則

1. 職員給与規則
2. 年俸制適用職員給与規則
3. 期間雇用非常勤職員就業規則
4. 特定再雇用職員就業規則

改正内容<国家公務員の場合>

<一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律>

1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、令和3年8月10日に期末手当の改定（引下げ）に関する人事院勧告が行われたところであるが、**人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるものとする。**なお、**令和3年12月期引下げ相当額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとする。**

1) 月例給 : 改正なし

2) 賞与 : 改正あり

<現行>

年度区分	6 月期	12 月期
令和4年度 期末手当	1.275月	1.275月
勤勉手当	0.95月	0.95月

<改正案>

- ・ 期末手当相当分の支給月数を年間0.15月分引下げ（期末・勤勉手当合計：現行年4.45月→年4.30月）
- ・ 令和3年12月期引き下げ相当分（0.15月分）を、令和4年6月期で減額調整する。

年度区分	6 月期	12 月期
令和4年度 期末手当	<u>1.05月(0.075月+0.150月分down)</u>	<u>1.20月(0.075月down)</u>
勤勉手当	0.95月	0.95月
令和5年度以降 期末手当	<u>1.20月</u>	<u>1.20月</u>
勤勉手当	0.95月	0.95月

●**本学の改正案**

・令和3年度相当分は実施せず、令和4年分のみを実施する。

<一般職基本給表、教育職基本給表及び医療職基本給表を適用する職員、期間雇用非常勤職員>

・期末・勤勉手当合計 年間 4.45月→年 4.30月

年度区分	6 月期	12 月期
令和4年度 期末手当	<u>1.20月(0.075月down)</u>	<u>1.20月(0.075月down)</u>
勤勉手当	0.95月	0.95月
令和5年度以降 期末手当	<u>1.20月</u>	<u>1.20月</u>
勤勉手当	0.95月	0.95月

<旧年俸制適用職員> 成績給 年間4.39月以上～4.79月未満（良好）→4.24月以上～4.64月未満

年度区分	年間
令和4年度	4.39月以上～4.79月未満（改定なし）
令和5年度以降	<u>4.24月以上4.64月未満(0.15月分down)</u>

※勤勉手当相当を含む。

<新年俸制適用職員> 職務給基本額 年間2.55月→年2.40月

年度区分	年間
令和4年度	2.55月（改定なし）
令和5年度以降	<u>2.40月(0.15月down)</u>

※勤勉手当に相当する年次業績給は別途あり。（改定なし）

<特定再雇用職員>

・期末手当 年間 1.47月→年 1.37月

年度区分	6 月期	12 月期
令和4年度	<u>0.685月(0.05月down)</u>	<u>0.685月(0.05月down)</u>
令和5年度以降	<u>0.685月</u>	<u>0.685月</u>

※勤勉手当は別途支給

●年俸制適用職員の年俸決定及び給与支払い方法（外部資金獲得支援手当等の一部を除く）

旧年俸制：令和4年1月1日付けで現行給与規則により同年1月1日～12月31日までの年間支給額が決定されているため、改正後の規則は令和5年1月1日に決定する年俸に適用する。

新年俸制：令和4年1月1日付けで現行給与規則により同年1月1日～12月31日までの年間支給額が決定されているため、改正後の規則は令和5年1月1日に決定する年俸に適用する。

国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則等の一部改正について（案）

1. 改正理由

令和3年人事院勧告に基づく令和4年4月公布の国家公務員給与法及び人事院規則の改正を踏まえ、職員給与規則等に関し所要の改正を行うもの。

2. 改正規則

- 1) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則
- 2) 国立大学法人京都工芸繊維大学年俸制適用職員給与規則
- 3) 国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則
- 4) 国立大学法人京都工芸繊維大学特定再雇用職員就業規則

3. 改正内容

1) 国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則

- (1) 令和4年6月期以降の期末手当の支給割合を改定する。(第19条第3項、附則第2項関係)

2) 国立大学法人京都工芸繊維大学年俸制適用職員給与規則

- (1) 令和5年1月1日以降に額が決定する職務給基本額及び成績給の支給割合を改定する。(第14条第1項、別表第8関係)

3) 国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則

- (1) 令和4年4月期以降の期末手当の支給割合を改定する。(第33条第3項、附則第2項関係)

4) 国立大学法人京都工芸繊維大学特定再雇用職員就業規則

- (1) 令和4年6月期以降の期末手当の支給割合を改定する。(第10条、附則第2項関係)

4. 施行日等

改正日 役員会承認日

施行日 1)、3)及び4)については、令和4年6月1日
2)については、令和5年1月1日

平成16年4月1日制定
最終改正 令和 年 月 日

<略>

第3章 諸手当等

第1節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この節において「基準日」という。）にそれぞれ在籍する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務日数を勘案して、それぞれ基準日の属する月の第3条第4項に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に離職した職員（就業規則第55条第4号の規定による諭旨解雇又は同条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員を除く。）又は年俸制適用職員となった職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学の財務状況等その他やむを得ない事由により、期末手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の~~127.5120~~を乗じて得た額（一般職基本給表の適用を受ける職員で、その級が7級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員で、その級が5級であるもののうち副学長及び研究科長の職にある者（以下「副学長等」という。）にあっては100分の~~107.5100~~を乗じて得た額、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては100分の~~67.562.5~~を乗じて得た額）に、基準日以前6か月間以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第5に定める支給割合を乗じて得た額とする。

<略>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

国立大学法人京都工芸繊維大学年俸制適用職員給与規則 (改正案) 【該当箇所のみ抜粋】

平成26年10月9日制定
最終改正 令和 年 月 日

<略>

第2章 1号年俸制常勤教員

<略>

(職務給基本額)

第14条 職務給基本額は、基礎額に、100分の~~255~~240を乗じて得た額(教授の職にある者のうち副学長及び研究科長である者(以下「副学長等」という。)にあつては100分の~~215~~200を乗じて得た額)とする。

<略>

第3章 2号年俸制常勤教員

第1節 基本年俸

<略>

第2節 成績給

(成績給)

第18条 成績給の額は、成績給基礎額に、2号年俸制常勤教員の業績評価に基づき決定した別表第8に掲げる成績区分に応じた成績率の範囲内で学長が決定した成績率を乗じて得た額とする。

<略>

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別表第8（第18条関係）

成績区分	成績率
S++	100分の 878848
S+	100分の 759744 以上100分の 878848 未満
S	100分の 639624 以上100分の 759744 未満
A++	100分の 559544 以上100分の 639624 未満
A+	100分の 519504 以上100分の 559544 未満
A	100分の 479464 以上100分の 519504 未満
B	100分の 439424 以上100分の 479464 未満
C	100分の 319304 以上100分の 439424 未満
D	100分の 265250 以上100分の 319304 未満
E	100分の 265250 未満

<略>

国立大学法人京都工芸繊維大学期間雇用非常勤職員就業規則 (改正案) 【該当箇所のみ】
抜粋

平成23年3月31日制定
最終改正 令和 年 月 日

<略>

(期末手当及び勤勉手当)

第33条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員については、次に掲げる場合を除き、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に第8条の規定により退職した職員についても、同様とする。

- (1) 雇用契約の期間が6月未満の者
- (2) 予算上の都合その他の事由により、雇用契約において期末手当及び勤勉手当を支給しない旨を定めた場合

2 期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる額(以下「期末手当等基礎額」という。)は、日給額の21日分に相当する額とする。

3 期末手当の額は、期末手当等基礎額に、100分の~~127~~・~~5120~~を乗じて得た額に、次に掲げる基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

<略>

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

国立大学法人京都工芸繊維大学特定再雇用職員就業規則 (改正案) 【該当箇所のみの抜
粋】

平成26年1月22日制定
 最終改正 令和 年 月 日

<略>

(諸手当)

第10条 諸手当の額等は、国立大学法人京都工芸繊維大学職員給与規則（平成16年4月1日制定。以下「給与規則」という。）第19条、第20条、第23条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条の2、第32条の3及び第32条の5に定めるところによる。ただし、期末手当及び勤勉手当の額は、次表に掲げるとおりとする。

期	末 手 当	勤 勉 手 当
6月期	基本給の月額に100分の 73.5 <u>68.5</u> を乗じて得た額に、6月1日以前6か月間以内の期間におけるその者の在職期間（雇用契約の締結前における常勤職員としての在職期間を含む。以下同じ。）の区分に応じて、別表第1に定める支給割合を乗じて得た額	基本給の月額に、職員の勤務期間（雇用契約の締結前における常勤職員としての勤務期間を含む。以下同じ。）に応じた別表第2の割合に学長が定める割合を乗じて得た額
12月期	基本給の月額に100分の 73.5 <u>68.5</u> を乗じて得た額に、12月1日以前6か月間以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第1に定める支給割合を乗じて得た額	

<略>

附則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。